

サンポートホール高松 開館20周年記念
企画提案事業（創造型）実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、公益財団法人高松市文化芸術財団（以下「財団」という。）がサンポートホール高松の開館20周年記念として実施する企画提案事業（創造型）（以下「事業」という。）に関し、事業内容、補助金交付及びその他必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 事業は、サンポートホール高松の開館20周年を迎えるに当たり、広く市民とともに祝い、喜びと感動を分かち合うとともに、市民文化芸術の創造・発信・交流の拠点として、さらに認知度・知名度を高め、より多くの市民が集い、楽しめるホールとなるよう、今後への飛躍を期すため、市民自らが主体的に企画し、実施する舞台芸術とする。

2 前項の規定に合致するものであっても、次に該当するものについては、事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の政治団体、宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とするもの
- (3) 単独団体による定期的な公演・発表会に類するもの

（事業の公募）

第3条 事業は、市民から企画案を公募し、次の点を考慮したものとする。

(1) 事業の実施主体

実行委員会とし、その主な構成団体は、高松市内において1年以上継続的に、文化芸術活動を行っていること。

(2) 事業の魅力

独創性、斬新さが認められるとともに、事業自体が魅力に溢れ、十分な集客力が見込めること。

(3) 市民の参画・交流

出演者・スタッフは、広く市民から公募するなど、より多くの市民が企画・制作・公演などに参画でき、様々な世代間や文化団体間の交流が図られること。

(4) 実現性

事業内容、収支計画、事業制作スケジュール等、企画の熟度、実現性が高いこと。

- 2 事業を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、別に定める募集期間内に、企画提案書（募集様式第1号）、収支予算書（募集様式第2号）及び事業制作スケジュール等の必要な資料を、財団理事長に提出しなければならない。
（事業実施日程等）

第4条 事業の実施は、次のとおりとする。

- (1) 実施日 令和6年10月26日（土曜日）・27日（日曜日）
(2) 実施会場 サポートホール高松大ホール
(3) 事業数 1事業（2回公演）
（選定方法）

第5条 事業は、財団内に設ける選考委員会において、選定するものとする。

- 2 選考委員会は、提出された企画提案内容について、公開によるプレゼンテーションを実施し、提案者から企画案の説明を求めることとする。
3 財団理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、実施事業を決定する。
（支援内容）

第6条 実施が決定した事業には、補助金を交付する。

- 2 補助金は、この事業に係る事業費のうち、別表の補助対象経費の2分の1を上限とし、自己負担金額を超えないもので、予算の範囲内とする。ただし、補助金の交付は、令和4年度、5年度、6年度の各年度に分割して交付するものとし、3年度ともに、概算払の上、事業完了後に精算するものとする。
（委任）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、財団理事長が別に定める。

（附 則）

この要項は、令和 年 月 日から施行し、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。

サンポートホール高松開館 20 周年記念事業に係る補助対象経費等

項目	細目	主 な 費 目
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等
舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等(臨時に雇用する場合に限る。)
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金
雑役務費 消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送費
	会議費	会議費
委託費・補助金	委託費	委託費
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 (事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。)

補助対象とならない経費

以下に掲げる経費は、補助対象経費としては計上できません。外部に委託した場合においても計上できません。

補助対象とならない経費の例
○事務職員給与 ○事務所維持費(生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む)
○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○先進事例等の視察に係る旅費 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金)、タクシー料金 ○ビザ取得経費 ○印紙代 ○各種手数料(振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外への送金手数料 等) ○委託契約に係る一般管理費(10%を超える部分) ○交際費・接待費 ○手土産代 ○レセプション・パーティーに係る経費
○打ち上げ費 ○飲食に係る経費(食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可)
○施設整備費 ○備品等購入費 等

サンポートホール高松 開館20周年記念事業 企画提案書

令和4年 月 日

公益財団法人 高松市文化芸術財団
理事長 佐伯 勉 様

住所(所在地) 〒
実行委員会名(主催者)
代表者 職・氏名

(ふりがな)			
1 企画名			
2 事業 の 内 容 等	<部門> ○をお付けください。	音楽、舞踊、演劇、芸能、美術、映像、文芸、パフォーマンス、生活文化、その他	
	<実施内容> ※企画提案の詳細は、別途企画書(任意様式)を添付。 (演目、曲目、幕構成、あらすじ、出演者、スタッフ等)	<開催スケジュール> *制作スケジュールは別紙添付のこと 準備(令和6年10月 日 ~ 日) 開催日(令和6年10月26日 時 ~ 時) 開催日(令和6年10月27日 時 ~ 時) 撤去(令和6年10月28日 時 ~ 時)	
	<募集条件等への対応>		
	① 企画のねらい		
② 事業の魅力 (独創性・集客力等)			
③ 市民の参画・交流			
3 共催者名・後援者名 協賛者名等とその役割	(募集様式第1号-2(第3条第2項)への記載でも可。)		
実務担当者		電話 固定 携帯	FAX
住所	〒	E-mail	

※ 記入に当たっては、記入要領を参照してください。

※ 添付資料として、実行委員会構成団体等(募集様式第1号-2)、収支予算書(募集様式第2号)、その他 関係資料を提出してください。

サンポートホール高松 開館20周年記念事業 収支予算書（ ）

注）[内訳]は円単位、[予算額]は千円単位とし、千円未満は切り捨てとする。

企画名：			団体名：		
収入			支出		
項目	内訳	予算額	項目	内訳	予算額
入場料収入		千円	出演・音楽・文芸費		千円
	小計	0		小計	0
補助金・助成金	<small>※当財団からの補助金は記入しないでください。</small>		設営・舞台費		
	小計	0		小計	0
寄付金・協賛金			謝金・旅費・宣伝費		
	小計	0		小計	0
物品販売収入			補助対象外経費		
	小計	0		補助対象外経費合計(E)	0
広告料収入			収入合計(A)	0	
	小計	0		補助対象経費合計(D)	
その他の収入			自己負担金		
	小計	0		自己負担金合計(B)	0
収入合計(A)		0	支出総額(C')		0
自己負担金合計(B)		0	収入総額(C)		0
収入総額(C)		0	支出総額(C')		0
(C) = (A) + (B) = (C')			(C') = (D) + (E) = (C)		